

道路交通法の一部改正により  
 運転中の「携帯電話使用等」の罰則が12月1日から強化!!

現行

- ★【罰 則】 5万円以下の罰金
- ★【基礎点数】 1点(酒気帯び(0.25未満)の場合、14点)
- ★【反 則 金】 大型車7千円、普通車6千円、二輪車6千円、原付車5千円

改正後

- ★【罰 則】 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ★【基礎点数】 3点(酒気帯び(0.25未満)の場合、15点)
- ★【反 則 金】 大型車25千円、普通車18千円、二輪車15千円、原付車12千円

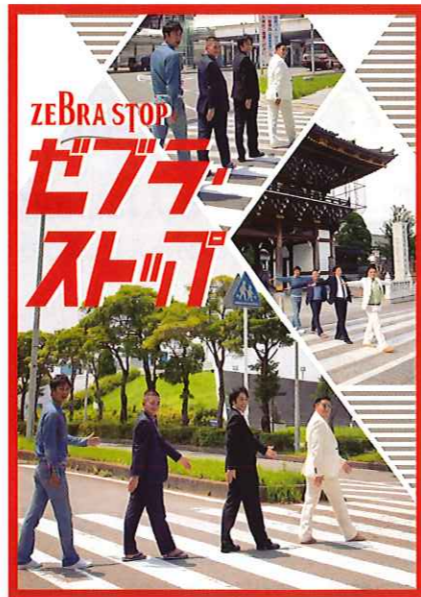
※携帯電話使用等(保持)の場合。



ゼブラ・ストップ活動啓発用動画を作成しました!

千葉県では、横断歩道等における歩行者等の優先義務を運転者に徹底するとともに、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に伴い増加が予想される訪日外国人にも、安心して横断歩道が利用できる交通環境を作るため、ゼブラ・ストップ活動啓発用動画を作成しました。

テレビでも人気の  
 チョコレートプラネットさん、  
 パンサー尾形さん、  
 フルーツポンチ村上さんが、  
 千葉県内の横断歩道を渡ります。  
 果たして、千葉県のドライバーは、  
 止まってくれるのか?!



詳細は「千葉県 ゼブラストップ啓発動画」で検索

千葉県 ゼブラストップ啓発動画



◀動画はこちら!!

◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。なお、くらし安全推進課ホームページで巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

問い合わせ先

- 本 所…県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所…東葛飾合同庁舎4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所…安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

問い合わせ先

千葉県環境生活部  
 くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	12,970件 (-558件)
死者数	126人 (-17件)
負傷者数	15,743人 (-725件)
死者全国ワースト1位 令和元年10月20日時点 (前年比)	

10月20日時点の数値です。速報値については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第171号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969



夕暮れの  
 早めのライトで  
 防ぐ事故



千葉ジェッツふなばし  
 西村選手・小野選手・富樫選手



令和元年 12月10日(火)~19日(木)  
**冬の交通安全運動**

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

## 令和元年 冬の交通安全運動が始まります

年末は、日没が早まり、日の出も遅くなることから、夕暮れから夜間、早朝における交通事故が増加する傾向にあります。特に夕暮れ時間帯は、ドライバーから歩行者や自転車が発見しにくいことから交通事故が多発します。こうした、状況下においては、ドライバー側に運転に十分注意するよう啓発する必要があります。また、年末は、忘年会などの飲酒の機会が増える時期でもあり、飲酒運転による重大交通事故の発生も懸念されます。

そこで、冬の運動は、前記の交通情勢等から運動重点を定め交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ります。

**実施期間** 令和元年12月10日(火)から12月19日(木)まで

**スローガン** ~ 夕暮れの 早めのライトで 防ぐ事故 ~

### 運動の 重点目標

- ①夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止
- ②飲酒運転の根絶
- ③子供と高齢者の交通事故防止
- ④自転車の安全利用の推進



## 千葉県では交通死亡事故が多発しています

千葉県では、交通死亡事故が各地で多発しています。交通事故は、道路を利用する皆さん一人ひとりの心がけでなくすことができます。

### 「ドライバー」の皆さん

- ★交通事故の多くが歩行者の道路横断中に起きています。
- ★安全速度を守り、歩行者に思いやりを持った運転を心がけてください。

### 「歩行者」の皆さん

- ★交通事故の多くが道路横断中に起きています。
- ★道路を横断するときは、一旦止まって、前後左右の安全確認。
- ★夜間や明け方に、外出するときは、明るい色の服装で反射材を身に付けてください。

## 3(サン)・ライト運動

交通事故は日没時間帯に多く発生しています。歩行者の横断中の事故を防ぐために「3(サン)ライト運動」を徹底しましょう。

### 横断歩道でも3(サン)・「ライト」で交通事故防止



車の「ライト」早めの点灯、  
小まめな切り替えで横断者を早期発見



横断者も反射材等で  
「ライト」アップ



「ライト」(右)からの  
横断者にも注意

## 飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」

年末は忘年会など、飲酒の機会が多くなります。これに伴い、飲酒運転による事故が増えることが懸念されます。

飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。

飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」を徹底し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

### 飲酒運転の影響



- ★動体視力が落ち、視野が狭くなります。
- ★判断能力が低下し、速度超過や乱暴な運転につながります。
- ★ハンドルやブレーキの操作が遅れます。
- ★平衡感覚が乱れ蛇行運転となります。

### 飲酒運転をなくすための3つの約束

#### 約束1 お酒を飲んだら運転しない

お酒を飲んだら、公共交通機関や運転代行を利用すること。また、飲酒運転を避けるために、自動車を飲食店に持っていかないなどの対策をしましょう。

#### 約束2 運転する人にはお酒を飲ませない

運転するおそれがある人にはお酒を勧めたり、飲ませたりしないこと。

#### 約束3 お酒を飲んだ人には運転させない

飲酒した人には絶対に運転させないこと。飲酒運転の車に同乗しないこと。飲食店側では飲酒運転防止のため、帰りの交通手段を確認するなどの対策を。

出典：政府広報オンライン



## ちばサイクルール

自転車を利用する方は「ちばサイクルール」を意識し、交通事故を防ぎましょう。

### 自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

### 自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう



詳細は「ちばサイクルール」で検索

ちばサイクルール

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。